

看護者に問われる法的責任

～ 2005 年 12 月 20 日 医道審議会結果より～

2006 年 1 月

看護管理者の方へ

医療事故については、類似した状況でも、刑事処分、行政処分に差が生じています。これは施設（病院）の対応の相違が一因だといわれています。2005 年 3 月、医療事故を取り扱ったある地検は、量刑の判断理由に 被害者および家族の処罰感情 民事事件としての進捗（示談等） 施設の徹底した再発防止の取り組みの 3 点を挙げています。

日本看護協会および各都道府県看護協会は、会員の皆様からの医療安全に関するご相談を受けつけております。不幸にも事故が発生した場合には、まず所属の都道府県看護協会にご相談ください。日本看護協会は都道府県看護協会と連携し、会員の皆様の支援をおこなっています。

1. 行政処分の概要

2005 年 12 月 20 日の厚生労働省医道審議会看護倫理部会で保健師、助産師及び看護師 24 名の行政処分が決定しました。このうち、医療事故では 10 件の事故に関して 12 人の看護者が業務停止 2 月～6 月（看護業務を行ってはいけない期間）の処分を受け、処分者数、内容とも増加の傾向にあります。

厚生労働大臣が命ずる保健師、助産師、看護師の行政処分については、以下のように保健師助産師看護師法第 9 条・第 14 条第 1 項に定められています。（准看護師の行政処分は第 9 条、第 14 条 2 項により、都道府県知事が命ずることができます）

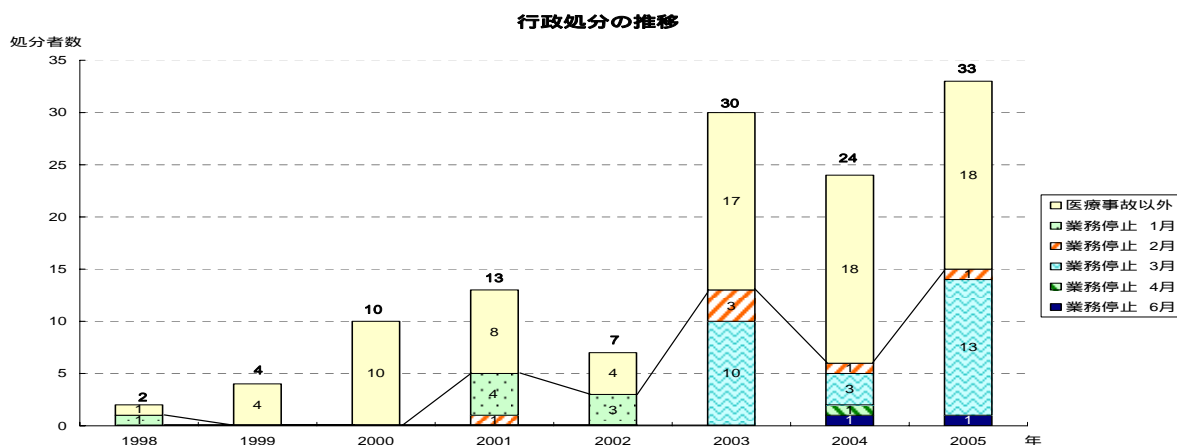
罰金以上の刑に処せられた者

保健師、助産師、看護師の業務に関し犯罪または不正の行為があった者

心身の障害により保健師、助産師、看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

麻薬・大麻又はあへんの中毒者

保健師、助産師、看護師としての品位を損するような行為のあった者



* 医道審議会は年 2 回開催，グラフは年合計を示しています。

(社)日本看護協会

2. 医療事故に関して看護者に問われる法的責任

看護者による業務上の事故のうち過失が立証された場合、3つの法的責任が問われます。

刑事上の責任 - 看護者として業務上に必要な注意義務を怠った結果、他人を傷害または死に至らしめたときに「業務上過失致死傷罪」、保健師助産師看護師法に違反した場合に「保健師助産師看護師法違反」として問われる責任。届出、通報、告訴、告発などによって警察が事故を取り調べ（事情聴取）することからはじまる。

民事上の責任 - 安全な医療・看護を提供する責任が果たせなかった場合に医師・看護師等に「不法行為」、診療契約の当事者（開設者）に「債務不履行」「不法行為」として問われる責任。示談（和解）、調停、民事訴訟などの方法で解決が図られる。

行政上の責任 - 看護者が医療事故によって罰金以上の処罰を受けた場合等に行われる免許の取り消し、業務停止などの処分。

3. 法律用語

法的責任の決定経過で使われる用語には、次のようなものがあります。

用語	用語の解説	
取調べ（事情聴取）	被疑者（事故当事者など）を含む「人」から供述を求める行為のこと	
書類送検	被疑者の身柄を拘束しないで、起訴すべきかどうかの判断材料として被疑者の取調べ調書などを警察から検察庁に送ること	
起訴	公訴（起訴）	刑事事件に関し、検察官が被疑者に関する刑の適用を求め、裁判所に対し裁判を請求すること
	略式起訴	起訴のうち、書面審理だけで罰金刑を言い渡す略式命令を請求するもの。罰金を支払うと事件としては終了するが、刑事上の責任は「有罪」を受けたことであり「前科」として残る
不起訴処分	犯罪に関する取調べを受けたものについて、証拠不十分などの理由により検察官が起訴しないこと	
公判	公開の法廷で犯罪の有無に関して審理をすること	
判決	裁判所が決定した結果を、判断の有無を示しながら言い渡すこと	
示談（和解）	民事上の紛争について、裁判にかけず互いの話し合いで解決すること	

（参考文献）

- 1) 小野幸二・高岡信男編：法律用語辞典〔第2版〕，法学書院，2005．11
- 2) 佐藤幸治他編：コンサイス法律学用語辞典，三省堂，2004．4
- 3) 日本看護協会編：医療事故発生時の対応 P.26 「医療事故に伴う法的責任の決定経過」